

公益社団法人木更津法人会 役員等の選任及び退任に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人木更津法人会（以下「本会」という。）の定款第22条の規定に基づき、役員等の選任及び退任の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(適 用)

第2条 この規程は、本会の理事、監事（以下「役員等」という。）について適用する。

- 2 部会の役員については、別に定める。
- 3 委員会の委員、地区・支部の役員は別に定める。

(選任基準)

第3条 理事（専務理事を除く）及び監事は、原則として会員企業の代表権を有する役員（表見代表取締役を含む）である者とする。ただし、法人会の役員に就任後、当該企業の代表権を有する役員を退いた場合においても、引き続き当該企業の顧問・相談役等に就任し、法人会活動に関して企業を代表すると認められる者については、この限りではない。

(退任基準)

第4条 理事（専務理事を除く）及び監事並びに委員の退任基準年齢は、満75歳とする。

- 2 専務理事の退任基準年齢は、満70歳とする。ただし、会長が特に必要と認めた場合には、理事会の承認を得て任期を延長することができる。
- 3 退任基準年齢の判定日は、それぞれ改選が行われる年の3月31日とする。
- 4 任期中に退任基準年齢に達した場合は、その任期満了まで在任するものとする。

(改 廃)

第5条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、令和2年7月16日の理事会で承認され、
令和2年8月1日から施行する

公益社団法人木更津法人会 理事・監事候補者 選出規程【内部規程】

1. この規程は、公益社団法人木更津法人会の代表理事候補者及び役員候補者の選出の基準に関し必要な事項を定めるものとする。
2. 代表理事候補者の選出は「代表理事候補者選考委員会」（以下「選考委員会」と称す）を設置し、選考委員会において選出する。その後、理事会において承認を受ける。
3. 選考委員会は、会長、副会長、運営専務、総務委員長により構成し、互選により委員長を選出する。
4. 選考委員会設置後、代表理事候補者立候補に関する事項を広報誌等により速やかに会員に対しその告知を行う。
5. 代表理事候補者は、現在の理事・監事と、過去に執行部・常任理事経験者の70歳未満の者から選出する。
6. 代表理事候補者に立候補する者は、役員改選となる前年の8月末日までに代表理事候補者立候補届出書に、所信表明書と履歴書を添付し選考委員会に提出する。
7. 本会理事候補者並びに監事候補者は、代表理事予定者が選出し理事会において承認を受ける。
8. 支部長理事候補者は、役員改選となる前年の10月末日までに各支部において選出し、事務局に報告し、理事会において承認を受ける。
9. 青年部会部会長（理事）候補者は、役員改選となる前年に実施する青年部会臨時総会にて選出し、その後、理事会において承認を受ける。
10. 女性部会部会長（理事）候補者は、役員会にて選出し、その後、理事会において承認を受ける。
11. 本規程により理事会で承認された全ての理事・監事候補者は予定者となり、2年1期の任期満了時の定時総会において承認され正式に理事・監事となる。また、その後開催される臨時理事会において、参加理事の互選により代表理事・副会長・運営専務・常任理事、委員会配属等が承認される。
12. この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は令和2年7月16日の理事会で承認され、令和2年8月1日から施行する